

令和2年12月15日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	濱	村	大				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝
健	康	福	祉	課	長	村	井			直
環	境	安	全	課	長	宮	下			隆

商工観光課長	荒川	仁
農林水産課長	大谷	清樹
まち整備課長	吉村	満
富来病院事務長	川畑	智
会計管理者(会計課長)	平井	清
学校教育課参事	徳楽	仁
生涯学習課長	大畑	喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎	茂男
議会事務局参事	徳田	敦史
議会事務局主幹	坂上	大輔

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 議案第65号ないし第74号、第78号ないし第83号及び第85号ないし第98号並びに請願第6号及び第7号（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第3 議員提出 発議第7号（趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

（ 開 議 ）

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

寺井強議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第65号ないし第74号、第78号ないし第83号及び第85号ないし第98号並びに請願第6号及び第7号（委員長報告、質疑、討論、採決）

寺井強議長 次に、町長提出 議案第65号ないし第74号、第78号ないし第83号及び第85号ないし第98号並びに請願第6号及び第7号を、一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

寺井強議長 総務産業建設常任委員会委員長 福田晃悦君。

福田晃悦総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案12件、請願2件について、12月9日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第73号 志賀町議会議員及び志賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、公職選挙法の一部改正により選挙公営制度が拡大され、町議会議員選挙及び町長選挙が新たに対象となったため、条例を制定するものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、公費負担限度額の算定基礎等についての質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

また、議案第78号 志賀町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町民への支援策として実施した、町独自の特別定額給付金給付事業について、新型コロナウイルス感染症対策として交付される地方創生臨時交付金や市町村振興協会助成金などが財源として充当できることとなったことから、一般職の職員の給与の5パーセントの減額期間を3か月短縮するものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、地方創生臨時交付金のこれまでの充当先及び金額について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第79号 志賀町コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例については、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳

の交付を受けている者とその介助者に係るコミュニティバスの利用料を無料とするものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、運行ルートなどについて質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 83 号 志賀町集落コミュニティセンター条例を廃止する条例については、当該条例を廃止するもので、議案第 85 号 財産の無償譲渡については、町公共施設等総合管理計画に基づき、能登富士ふれあい文化センターを譲渡するにあたり、当該施設を指定管理している大福寺区に無償で譲渡するものとの説明を受け、採決した結果、両案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、譲渡後の管理についての質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 86 号 「財産の減額貸付けについて」の議決の一部変更については、平成 30 年第 1 回定例会で議決された株式会社いこいの村能登半島への普通財産の貸付金額について、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当該貸付施設の収益が大幅に減少し、事業の継続に支障をきたす状況となっていることから、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間の貸付金額の全額を減額するものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、貸付金額の減額による経営改善の見込及び令和 4 年度以降の支援策についての質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

また、今後の施設改修基金の運用についての質問がなされ、町長から基金の用途を運営資金に使えるよう改正する考えがあるとの説明を受けております。

次に、議案第 87 号から議案第 89 号については、志賀町道路線の変更であり、議案第 87 号 町道第 169 号福野川尻橋線は、当該路線の道路改良工事の延伸に伴い終点を変更するものであり、議案第 88 号 町道第 246 号上野出萩池線は、地域住民の利用頻度が高いことから当該路線の起点を変更するものであり、議案第 89 号 町道 1002 号住吉線は、隣接路線の道路改良工事に伴い接続する当該路線の起点を変更するものとの説明を受け、採決した結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、3 路線とも現地視察を行い担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 96 号 志賀町地域生活改善センター（酒見構造改善センター）

の指定管理者の指定についてから 議案第 98 号 能登中核工業団地コミュニティ施設の指定管理者の指定については、公の施設に係る指定管理者の指定であり、各施設の指定期間が令和 3 年 3 月 31 日で満了することから、引き続き、現在の指定管理者を令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定するものとの説明を受け、採決した結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、これら施設の指定管理料についての質問がなされ各担当課から詳細な説明を受けております。

次に、請願第 6 号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める請願及び請願第 7 号 消費税率を 5 % に引き下げることを求める意見書の採択を求める請願については、紹介議員からそれぞれ説明を受け、審査した結果、両請願とも賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 教育民生常任委員会委員長 林一夫君。

林一夫教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案 10 件について、12 月 10 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第 74 号 志賀町乳幼児・児童医療費助成に関する条例の全部を改正する条例について及び議案第 80 号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、子どもの医療費助成の方法を、償還払い方式から現物給付方式に変更するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、両案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、県内他自治体との給付条件の相違点やシステム改修費用等についての質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 81 号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第 82 号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、軽減判定所得の基準額の見直し及び延滞金の見直しにおける字句の改正が行われたことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、両案とも全会一致で可決・採択すべきものと決

しました。

次に、議案第 90 号 志賀町地域コミュニティセンター（福浦コミュニティセンター）の指定管理者の指定についてから議案第 95 号 志賀町地域休養施設（やすらぎ荘）の指定管理者の指定については、公の施設に係る指定管理者の指定であり、各施設の指定期間が令和 3 年 3 月 31 日で満了することから、引き続き、現在の指定管理者を令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間指定するものとの説明を受け、採決した結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 予算決算常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された令和 2 年度各会計の補正予算にかかる議案 8 件につきまして、12 月 11 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過につきましては、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査いたしましたところであります。

その結果、議案第 65 号 令和 2 年度志賀町一般会計補正予算（第 6 号）並びに議案第 67 号 令和 2 年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）から 議案第 72 号 令和 2 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、いずれも賛成多数で可決すべきものとし、議案第 66 号 令和 2 年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、全会一致で可決すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、令和 2 年度予算の執行及び編成中の新年度予算には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な財政運営を図られるよう要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

寺井強議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。私は議案第 65 号 令和 2 年度志賀町一般会計補正予算について、議案第 67 号 令和 2 年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 68 号 令和 2 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 69 号 令和 2 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 70 号 令和 2 年度志賀町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 71 号 令和 2 年度志賀町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 72 号 令和 2 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 3 号）について、につきましては反対の立場から、そして、請願第 6 号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める請願、 請願第 7 号 消費税率を 5% に引き下げを求める意見書の採択を求める請願につきましては賛成の立場から討論を行います。

まず議案第 65 号及び議案第 67 号ないし議案第 72 号につきましては、それぞれ重要で積極的な施策への補正であります。ただ、これらの議案の中には一般職員大半が給料 5 パーセントカットの最中の 0.05 か月分のボーナスカット分が計上されています。今次コロナ禍ではカットではなく逆にプラスして消費喚起や対応での奮起を望むところであります。また、とりわけ議案第 68 号および第 72 号につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の統合に向けたシステム導入

費用が含まれています。一般的には暮らしに役立てるためのオンライン化等の推進は否定するものではありません。しかし現状でのマイナンバーカードと健康保険証との一体化は個人情報の漏洩、紛失時の危険性など個人情報の保護が危ぶまれ、また従来どおりの健康保険証でも受診できますので病院窓口での混乱も避けられず、一体化でのマイナス面を補う住民福祉向上の面でどれだけメリットがあるのか非常に疑問であります。よってわたしは議案第 65 号及び議案第 67 号ないし議案第 72 号につきましては反対とさせていただきます。議員各位におかれましては冷静なご判断をお願い申し上げます。

次に請願第 6 号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める請願及び請願第 7 号 消費税率を 5%に引き下げることを求める意見書の採択を求める請願についてであります。

まず請願第 6 号についてであります。核兵器禁止条約が 10 月 25 日に効力発揮に必要な 50 か国の批准を達成いたしました。90 日後の来年 1 月 22 日に史上初めて核兵器を違法化する国際条約が始動いたします。

今世界では核兵器禁止条約の発効から核兵器廃絶へと進もうという声広がっています。唯一の戦争被爆国である日本政府は本来核兵器廃絶の先頭に立つべきと思います。

国内の世論調査でも日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は 7 割を超えています。日本政府がこの被爆者と国民の声に誠実に答えることを求める請願第 6 号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める請願には賛同するものであります。

次に請願第 7 号 消費税率を 5%に引き下げることを求める意見書の採択を求める請願についてであります。消費税率 5 パーセントへの緊急な減税は今一番、国民にいきわたる効果的な経済支援策だと思います。現に今次コロナ禍で 11 月 12 日現在で世界 37 か国において消費税減税対策が打たれています。日本でも党派を超えて減税を求める声が増しに増えています。財源は払える能力のあるところから応分の負担を遠慮なく求める、またここ数年増え続けている防衛費を少し削って確保する、この志賀町からも消費税率 5 パーセントへの引き下げを求める声を上げていただきたくお願いを申し上げます。

以上、請願第 6 号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の

提出を求める請願、請願第7号 消費税率を5%に引き下げを求める意見書の採択を求める請願につきましては賛成の立場から討論とさせていただきます。議員各位におかれましては適切なるご配慮を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。ありがとうございます。

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

南正紀議員 はい、議長。

寺井強議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 私は、請願第6号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める請願に対し、反対の立場で討論をいたします。

核兵器禁止条約につきましては去る12月にホンジュラスが批准したことにより、来年1月22日に発効する運びとなりました。本件につきましては歓迎する声がある一方で核保有国は核戦力を安全保障の中核に据えており、核兵器廃絶への道のりは遠いのが実情と言わざるを得ません。それぞれの国にはそれぞれの事情があり、条約の発効に異論はないものの批准はしない国や、政治的背景により批准せざるを得ない国もあると言われていています。

我が国政府は核兵器の廃絶という目標には共感を示すものの、同条約への参加には慎重姿勢を崩しておりません。それは皆様ご承知のとおり現在我が国はアメリカの核の傘のもとで安全保障政策をおこなっており、われわれの現在の平和はアメリカの核による抑止力により保たれているからにはほかなりません。そのような観点から今回の核兵器禁止条約に批准することはその安全保障政策と大きく矛盾することとなります。ドイツやオーストラリア、NATO諸国が参加を見送ったことも同様の理由からと考えられます。

今回我が国が本条約に批准するとなれば、同盟国を含む核保有国に対する対立をあおることとなりかねず、唯一の戦争被爆国として核保有国と非保有国の橋渡しの立場になるべき我が国が対立を生むことにもなり兼ねません。

国家の最大の責務は国民の生命・財産そして国益を守ることです。唯一の戦争被爆国である我が国において核兵器根絶は国民の総意であることはいまでもありませんが、全世界の核兵器を同時にすべて廃することは不可能である現

状において現実的な選択をすとなれば現在の安全保障体制を維持せざるを得ません。近隣に核兵器や弾道ミサイルの開発に傾注する国や、盛んに海洋進出を行い我が国の島しょ部領海を頻繁に侵犯する国などがあるなか、アメリカとの安全保障政策の重要性を痛感いたします。アメリカとの安全保障体制を維持しつつ自衛隊の自衛権により国を守ることが現実的かつ賢明な選択であります。これらを勘案するに本条約の発効についてはいささかの異論もないもの我が国が批准することについては慎重であるべきと考えます。よって本請願には賛同しかねるものであります。

議員各位におかれましては、良識あるご判断のもと、ご賛同いただきたくお願いを申し上げ、私の請願第6号に対する反対討論といたします。

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ほかにありませんか。

討論を終結します。

(採 決)

寺井強議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第65号 令和2年度志賀町一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

寺井強議長 本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立12名)

寺井強議長 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第66号 令和2年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおりに決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 67 号 令和 2 年度志賀町介護保険特別会計補正予算(第 2 号) についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

寺井強議長 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 68 号 令和 2 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算(第 2 号) についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

寺井強議長 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 69 号 令和 2 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第 2 号) についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

寺井強議長 本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

寺井強議長 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 70 号 令和 2 年度志賀町水道事業会計補正予算(第 2 号) についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

寺井強議長 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 71 号 令和 2 年度志賀町下水道事業会計補正予算(第 2 号) についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

寺井強議長 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 72 号 令和 2 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第 3 号) についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

寺井強議長 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 73 号 志賀町議会議員及び志賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について及び第 74 号 志賀町乳幼児・児童医療費助成に関する条例の全部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、両案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 78 号 志賀町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてないし第 83 号 志賀町集落コミュニティセンター条例を廃止する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 85 号 財産の無償譲渡について(能登富士ふれあい文化センター)及び第 86 号 「財産の減額貸付けについて」の議決の一部変更についてを一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、両案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 87 号 志賀町道路線の変更について(町道第 169 号福野川尻橋線)ないし第 89 号 志賀町道路線の変更について(町道第 1002 号住吉線)を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

寺井強議長 続いて、町長提出 議案第 90 号 志賀町地域コミュニティセンター(福浦コミュニティセンター)の指定管理者の指定についてないし第 98 号 能登中核工業団地コミュニティ施設の指定管理者の指定についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

いずれも採決は、起立によって行います。

まず、請願第6号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について採決します。

本請願は、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立3名)

寺井強議長 起立少数。よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第7号 消費税率を5%に引き下げを求める意見書の採択を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について採決します。

本請願は、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

寺井強議長 起立少数。よって、本請願は、不採択と決しました。

日程第3 議員提出 発議第7号(趣旨説明・質疑・委員会付託・討論・採決)

寺井強議長 次に、本日、富澤軒康君ほか2名から提出のありました発議第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についてを、議題とします。

寺井強議長 本案の提出者から、説明を求めます。

11番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 はい、議長。

発議第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

現在、我が国は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な被害を被っており、豪雨による河川の氾濫や土砂災害、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされています。このような自然災害に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、国では、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっています。

現状では、観測史上最大を更新するような豪雨による河川の氾濫や土砂災害等により多くの尊い生命が奪われ犠牲者は後を絶たないことから今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう、防災・減災、国土強靱化について、より一層、十分な予算を安定的かつ継続的に確保することが肝要であります。

よって、国におかれましては、次の措置を講じられるよう、強く要望します。

令和2年度末期限の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の5か年延長とその拡充を行うこと、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算を総額確保すること、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により志賀町議会から国および関係機関に対し本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

寺井強議長 説明を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

寺井強議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

寺井強議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

寺井強議長 これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13名)

寺井強議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

寺井強議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

寺井強議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和2年第4回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時54分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第34号
要望書について

- 2 議長報告第35号
委員会審査報告について
 - ・総務産業建設常任委員長
 - ・教育民生常任委員長
 - ・予算決算常任委員長請願審査報告書
 - ・総務産業建設常任委員長

- 3 議長報告第36号
閉会中の継続調査について

- 4 議長報告第37号
入札結果について
(令和2年12月10日 8件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 寺 井 強

志賀町議会議員 越後 敏明

志賀町議会議員 田中 正文